

國第二十二回
參議院内閣委員會會議錄第二十二號

昭和三十年七月五日(火曜日)午前十時
三十五分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

長島宮田
木下重文君
銀藏君
源吉君

厚生大臣官房総務課長 厚生大臣官房総務課長 小山進次郎君
農林大臣官房文書課長 斎藤 誠君

本日の会議に付した案件

厚生大臣官房総務課長

誠君

井上 知治君
植竹 春彦君
木村篤太郎君
中山 謹彦君
上林 忠次君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
松本治一郎君
田畑 金光君
松浦 清一君
小柳 牧衛君
堀 健琴君

○ 郵政省設置法の一部を改正する法律
(内閣提出、衆議院送付)
○ 厚生省設置法の一部を改正する法律
(内閣提出、衆議院送付)
○ 農林省設置法の一部を改正する法律
(内閣提出、衆議院送付)
○ 法務省設置法の一部を改正する法律
(内閣提出、衆議院送付)
○ 文部省設置法の一部を改正する法律
(内閣提出、衆議院送付)
○ 国の防衛に関する調査の件
(立川飛行場基地の測量問題に關する件)

の技術援助の要請も少くない実情であります。これらの情勢にかんがみ、郵政省設置法の一部を改正して、郵政省の所掌事務にかかる賠償及び国際協力関係事務の処理に関する規定を整備しようとするものであります。その内容は、郵政省の権限として所掌事務にかかる賠償及び国際協力に関する事務を行うことを加え、これらの事務の取りまとめを大臣官房の所掌事務として加えようとするものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げる次第であります。

やありませんか、あれは厚生省はどう考えておりますか。

らの技術援助の要請も少くない実情であります。これらの情勢にかんがみ、郵政省設置法の一部を改正して、郵政省の所掌事務にかかる賠償及び国際協力関係事務の処理に関する規定を整備しようとするものであります。その内容は、郵政省の権限として所掌事務にかかる賠償及び国際協力に関する事務を行うことを加え、これらの事務の取りまとめを大臣官房の所掌事務として加えようとするものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げる次第であります。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に対しまして質疑のある方は順次御発言を願います。

やありませんか、あれは厚生省はどう考えておりますか。

○政府委員(紅露みつ君) このつき添い婦の問題は、先般来大へんこれはおはつしやる通りやかましく取り上げられました問題でござりますのですが、これは終戦後何となくこう生まれた制度のようでございますのですが、厚生省がこれを廢止して、療養所の所長が命令も管理も一元化して、そうしてその面を合理化して行こうと、こういう考え方から今度つき添い婦の廢止ということを打ち出したわけでございます。で、今年度の予算にもこれが盛られまして、追加をみたわけでござりますのですが、よく言われますのですが、どうも

の開きが言われるほど大きなものではありません。それから今もお話を申し上げておつたのですが、今までのつき添い婦は一人の患者に對して一人がつくということが原則になつてこれが行われておりますために、一日中手をふさがないでもいい患者にも一日中これはついておるというようなことになります。関係で、つまり時間的なむだが相当に出る、このむだを合理化して行きますといふと、それくらいの人員の差があると、こういうふうに厚生省はみどりおわけでございます。しかし初めての試みでござりますので、何といつても療養の方が低下するようなことがあってはなりませんから、人員が足りないつき添い婦ですね。今度は何か新

の技術援助の要請も少くない実情であります。これらの情勢にかんがみ、郵政省設置法の一部を改正して、郵政省の所掌事務にかかる賠償及び国際協力関係事務の処理に関する規定を整備しようとするものであります。その内容は、郵政省の権限として所掌事務にかかる賠償及び国際協力に関する事務を行うことを加え、これらの事務の取りまとめを大臣官房の所掌事務として加えようとするものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げる次第であります。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に対しまして質疑のある方は順次御発言を願います。

ちょっとと速記をとめて下さい。

○政府委員(紅露みつ君) このつき添い婦の問題は、先般来大へんこれはおはつしやる通りやかましく取り上げられた問題でございますのですが、これは終戦後何となくこう生まれた制度のようでござりますのですが、厚生省がこれを廃止して、療養所の所長が命令も管理も一元化して、そうしてその面を合理化して行こうと、こういう考え方から今度つき添い婦の廢止ということを打ち出したわけでございます。で、今年度の予算にもこれが盛られまして、追加をみたわけでございますのですが、よく言われますのですが、どうも予算を節約するために、療養の低下がなされるようなことをしては困るじゃありませんか。

の開きが言われるほど大きなものではありません。それから今もお話を申し上げておつたのですが、今までのつき添いの婦は一人の患者に對して一人がつくといふことが原則になつてこれが行われておりますために、一日中手をふさがないでいい患者にも一日中これはついておるというようなことになりますが、つまり時間的なむだが相当に出る、このむだを合理化して行きますと、それくらいの人員の差が埋まると、こういうふうに厚生省はみをおわけでございます。しかしけじての試みでござりますので、何といつても療養の方が低下するようなことがあつてはなりませんから、人員が足りないつき添いの婦ですね。今度は何か新しい名称で生まれる、かりに補助員と申しますか、その補助員の手が足りない

の技術援助の要請も少くない実情であります。これらの情勢にかんがみ、郵政省設置法の一部を改正して、郵政省の所掌事務にかかる賠償及び国際協力関係事務の処理に関する規定を整備しようとするものであります。その内容は、郵政省の権限として所掌事務にかかる賠償及び国際協力に関する事務を行うことを加え、これらの事務の取りまとめを大臣官房の所掌事務として加えようとするものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げる次第であります。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に対しまして質疑のある方は順次御発言を願います。

ちょっとと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○政府委員(紅露みつ君) このつき添い婦の問題は、先般来大へんこれはおつしやる通りやかましく取り上げられました問題でございますのですが、これは終戦後何となくこう生まれた制度のようでございますのですが、厚生省がこれを廢止して、療養所の所長が命令も管理も一元化して、そうしてその面を合理化して行こうと、こういう考え方から今度つき添い婦の廢止ということを打ち出したわけでございます。で、今年度の予算にもこれが盛られまして、追加をみたわけでございますのですが、よく言われますのですがどうも予算を節約するために、療養の低下がなされるようなことをしては困るじゃないかというお話でございますのですが、そういうようなことは私ども厚生

の開きが言われるほど大きなものではありません。それから今もお話を申し上げておつたのですが、今までのつき添い婦は一人の患者に対して一人がつくということが原則になつてこれが行われておりますために、一日中手をあさがなくともいい患者にも一日中これはついておるというようなことになります関係で、つまり時間的なむだが相当に出る、このむだを合理化して行きますというと、それくらいの人員の差が埋まるところ、こういうふうに厚生省はみどり出るわけでございます。しかし初めての試みでござりますので、何といつても療養の方が低下するようなことがあってはなりませんから、人員が足りないといつき添い婦ですね。今度は何か新らしい名前で生まれるかりに補助員と申しますか、その補助員の手が足りないということであれば、相当これは彈力をもつて考えて行く、そのことは今まで

郵政省設置法の一部を改正して、郵政省の所掌事務にかかる賠償及び国際協力関係事務の処理に関する規定を整備しようとするものであります。その内容は、郵政省の権限として所掌事務にかかる賠償及び国際協力に関する事務を行うことを加え、これらの事務の取りまとめを大臣官房の所掌事務として加えようとするものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げる次第であります。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に対しまして質疑のある方は順次御発言を願います。

ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○政府委員(紅露みつ君) このつき添い婦の問題は、先般来大へんこれはおはつしやる通りやかましく取り上げられました問題でござりますのですが、これは終戦後何となくこう生まれた制度のようでございますのですが、厚生省がこれを廢止して、療養所の所長が命令も管理も一元化して、そうしてその面を合理化して行こうと、こういう考え方から今度つき添い婦の廢止ということを打ち出したわけでございます。で、今年度の予算にもこれが盛られまして、追加をみたわけでございますのが、よく言われますのですが、どうも予算を節約するために、療養の低下がなされるようなことをしては困るじゃないかというお話をござりますのですが、そういうようなことは私ども厚生省としては考えておらない。よくそのつき添い婦の数が四千百名というこ

の技術援助の要請も少くない実情であります。これらの情勢にかんがみ、郵政省設置法の一部を改正して、郵政省の所掌事務にかかる賠償及び国際協力関係事務の処理に関する規定を整備しようとするものであります。その内容は、郵政省の権限として所掌事務にかかる賠償及び国際協力に関する事務を行うことを加え、これらの事務の取りまとめを大臣官房の所掌事務として加えようとするものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げる次第であります。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に対しまして質疑のある方は順次御発言を願います。

ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○政府委員(紅露みつ君) このつき添い婦の問題は、先般来大へんこれはおはつしやる通りやかましく取り上げられました問題でござりますのですが、これは終戦後何となくこう生まれた制度のようでございますのですが、厚生省がこれを廢止して、療養所の所長が命令も管理も一元化して、そうしてその面を合理化して行こうと、こういう考え方から今度つき添い婦の廢止ということを打ち出したわけでございます。で、今年度の予算にもこれが盛られまして、追加をみたわけでござりますのですが、よく言われますのですが、どうも予算を節約するために、療養の低下がなされるようなことをしては困るじゃないかというお話をござりますのですが、そういうようなことは私ども厚生省としては考えておらない。よくそのつき添い婦の数が四千百名ということを言われるのでですが、厚生省の調査

の開きが言われるほど大きなものではありません。それから今もお話を申し上げておつたのですが、今までのつき添い婦は一人の患者に対して一人がつくことが多いことが原則になつてこれが行われておりますために、一日中手をふさがなくてもいい患者にも一日中これはついておるというようなことになります。関係で、つまり時間的なむだが相当に出る、このむだを合理化して行きますというと、それくらいの人員の差が埋まるところ、こういうふうに厚生省はみておるわけでございます。しかし初めての試みでござりますので、何といつても療養の方が低下するようなことがあつてはなりませんから、人員が足りないつき添い婦ですね。今度は何か新しい名称で生まれるかりに補助員と申しますが、その補助員の手が足りないということであれば、相当これは彈力をもつて考えて行く、そのことは今一度の予算にも、今まで生活保護費の中から出されておりましたこのつき添い婦の費用ですが、これは生活保護を受

三
四

弾力のある考え方をしておっても差しつかえないと思うのでございます。それから健康保険の方が相当多いようですが、その予算も今年度落しております。本当に余裕があるわけでございませんして、ございますが、これも健康保険のことです。ですから、そこには予算上も相違ないと思つておるわけですが、これも健康保険のことではない。それから、ここに失業の問題が一つからんでいるのでございまして、今までのつき添い婦の方でもよく働いてもらえるという適格者につきましては、できるだけ今度の職員の方に採用をいたしまして、失業者を出さないようにと、こう考えております。それはまだ実施が来年の三月ころまでとしてござりますので、相当時間的な余裕がござりますので、その間は労働省等にもこれは連絡をいたしまして、いろいろ配属の転換をする。それから療養所につきましては、私立も公立も御承知の通り今年度も相当ふえるのをございますから、その方へあつせんをいたしまして失業者を出さないようにと、こう考えているわけでござります。なお三月末と申しましても、必ずしもそこで一様に法律で切つてしまふも相当程度、これは緩和できて、これならばよろしいということころへ行かなければ、これを全部切るのだということにはいたさないというような非常に幅を持つての解決をみたわけでございます。

○木下源吾君 よくわかりました。もう一つ、二つ。何せ鳩山内閣はいろいろ社会保障、そういうことを熱心にやる、そういうかけ声だけれども実際はうまく行かない。この間本会議で予算の報告を聞いておりましたが、結核患者がたくさんあるのに、わざか四分の一か、五分の一ぐらいよりか、べつに取容されてない。一割くらいかな。そんなようなことをこの間も委員会で質問した報告があった。その結核などに対してもういう方針を考えているのか。そのほかに町のまん中に結核をやる病院、こういうのを非常に付近の住民が反対しても、そういうものを許可している。一方においてはそういうこともやっているし、一方においてはたくさんある結核の患者を取容しきれない、こういう点もある。で、結核患者に対する、こういうものに対する何か一定の方針が何もないよう思ふのだ。その町の結核病院なんというのは、私の裏なんですが、近所みな連名で判をとって反対してもだんだん拡張するのですね。町のまん中です。渋谷の伊達町の伊達跡の近くですね。こういうようなことでは、そこに住んでいる者も危険だし、そういう町のまん中までやらなければならないようなものだったならば、政府の方でもう少し方針を立てて整理してやられたらどうせんが、そういうことになつておるのと、こう思う節がたくさんあるので、結核患者があるのに政府では病床が十何万よりないとか、まあ數はよくわかりますね。あんたの方で検査しているのかどうか。もう一つ、二つ、ついでに……。あんたの方で検査している

裏のあたりをぐるぐる回つて、よその家でも何でもカン詰のからでも水がたまっているのをひっくり返しておるんです。そうすれば蚊が少くなるんですね。ハエなどもごみ箱の少しこわれたものを何しておると、何ばでも出てくらんですよ。そういうような金のかからないでできることが何ばでもありますから、つまり政府が本気にやるならばできると思いますがな。どういうことを今おやりになるつもりでいるか。やりかかっているところがあつたらどういうところ……。またラジオで聞いておつたら、どつかの村で一生懸命やつておる人がありますね。そういう人に対するは何か奨励する方法を講じておるのか、そういうようなことを一つわかつておるだけですから……。

か 大へんな治療費がかさんでおる、また患者も大へんにふえておるというわけで、結核の対策が確立しなければ医学的解決はでき得ないと存じます。そこで病床でございますが、今収容しておりますのが割合に患者数に比して少いのですから御心配いたぐわけですが、その点は決して十分だと存じておりますが、本年もやはり一万床結核の病床を増設いたします。それから新らしい試みいたしましては、早く病気を発見するということに力を注ぎまして、来年は初めての試みですが、国民全般に健診をいたします。そうして早く結核に侵されているということを発見する、今まで学校とか、工場とか、あるいは一定の区域を限つてそこを健康診断したのでござりますが、そうでなく、今度は地方公共団体の協力を得まして、全国的に全民を対象にして診断をいたします。そうして発病の危険があると思われる人につきまして、半年後にもう一回検査をするようにいたします。そうして早く結核の治療をする、こういうふうに持つて行こうと思っております。それから病院が少いのですからなかなか全部が収容されない。それの緩和策といたしましては、これも新らしい試みでございますが、開放性と申しますが、菌の出る患者を擁してしかかも家族数が多い、家が小さい、どうしても別居しなければならないという場合には、組み立て式の病室を作りまして、それを生活の困難しておる方たちには無料でお貸しする、こういう計画もできておるわけでございます。そのほかこまかい点もあろうと存じますが、結核の対策について無方針でない

ことの一つの例として……。

○木下源吾君 町のまん中に病院があるのは……。

問題でございますが、結核にしましても、御近所の方はやはり実際問題としては御迷惑なこともありますかと存じますが、今のところ地域的に制限をするということの根拠がございませんのでですね。しかしそれは実際の問題といったしまして、これから考えるべきことだとうに申しております。

卷之三

ます。

卷之三

○木下源吾君 非常に親切な御答弁で
何ですが、その結核ですよ。この間

られるのかどうか。今の町のまん中の

られるのかどうか。今の町のまん中のことも、私の近所だから、私の隣だからと言うのですが、これは例の慶応の林だ

ういう点を一つ十分御研究を願つて、一つでもいいから実効の上るようにしてもらう。もしましたそういうことを考えてやろうとしているならば、ここで御答弁を願つて、国民が安心するようなことになればけつこうだと思ひます。

それから今の黄変米などはだんだん、どうかすれば食えるようになるんじゃないかなという、あんな毒だという

ことを一ぺん言つてから……。それでみんな心配しているのです。何かだんだん、この間も一皮むいてつけば食えんじやないかというようなことで、

ちよつとそれで心配しているんです。
一方これはだめだと言えば、ほら見
る、政府はたくさんの方をしたじや
ないか、こういうことを言われるのが

いやだ、責任をとるのはいやだと何とかというので、むけば食えると言うので、それで心配しているのです。大

ていもうわかつたころだと思うんで
す。これは農林省と厚生省の両方の私
は問題だと思うから、これは責任のな

すり合いや、そんなことではなく、国民の心配を一日も早くなくすこと、そうしてもう処分せにやならぬけれ

ば、これは六十億か七十億ですよ。大
したべらぼうな損害をかけたのだけれ
ども仕方がない。それは命にかかる

る、これはぜひ……。

が、今の私の友だちは六十からになるんです。これで自分たちにもほんとうに火がついてくるような気がした。悪

いような話だけれども……。もとは結核というのは若いもので、年寄りになつたらもうならないだろう、そんな考

えなきにしもあらずだつたけれども、この新聞で見たら、ほんとうは三十五年以上が一番なんだというふうに新聞に出ているから、ますますこれはわれわれも本気になつて退治しなくちゃならぬから、一つお願いします。

○上林忠次君 関連して、結核といふものは、日本の気候との密接な関係で日本が特に結核が多いのですから、大体結核患者をなおすということだけです。

今政府は予算をもらって、ようよう最近結核の防除の緒についたが、金の關係で遅れているわけでありますけれども、

根治しなければいけませんけれども、これの出ないような、また初めちょつとかかつた連中を処置する環境衛生と

言いますか、その方の施設はどういう工合に考へておられますか。かかつた連中からすれば、もうどうすると言つても無理よ舌でさすれども、小えつて

かからないように、あるいは初期に感染した連中を早くなおしてしまったといふところに大きな力を尽さなければいけない。

かぬじやないか、そういうような環境衛生的な結核対策ですな、そういうようなことはどういう工合に現在考えておられますか、実施しておられま

○政府委員(紅露みつ君) ただいまの
お尋ねでござりますが、まあかからな
すか。

いように」ということが一番大切なことです
ですが、結核にかかった者についての
早期の発見ということを先ほどお答え

からは全国民を対象にして健康診断をいたします。今までの工場とか、学校とか、そういうふうな一定の地域を限つてということではございませんで、

本年初めてこの試みをいたすわけでございまして、かからなりのようにといふ期に発見をするということは、そうしたような新しい試みでこれから進んで行こうとしているわけでござります。それから木下委員から続いての御質問でございますが、今の結核の、相當喀血しておられる人がそのまま歩き回つておられるという、友人知己等が木へん御迷惑になるという実情を伺つて、これらにつきましては、生活保護法等の関係にこれが該当する方であれば、また手段もあるうかと存じますが、これは事務的なことにつきましては、厚生省から総務課長が見えておりますので、何か便法があるかもしれませんので、総務課長から答弁をしてもらいます。

○木下源吾君 それで総務課長から伺いますが、その前にちよと今の点について、それは歌志内、北海道の岸鉱で、末息子がありますが、それは頗る悪くて札幌に入院しております。それから妻君がおる。その弟が炭鉱の機械の方にただ一人で働いておつて八人、家族を養っている。兄の嫁やそれから子供、それから年寄り、だけれども生子供、それから年寄り、だけのことになると申し上げた筋を、ただ多少こまかく御説明申し上げるだけのことになるべた。

○説明員(小山進次郎君) ただいまのお尋ねに対しまして、先ほど政務次官から申し上げた筋には適用されない、そういう状態のものです。私はすっかり開

わけでございますが、ただいま先生がなお補足して申されました事情を承りますと、おそらく一般的な条件から考えれば、当然生活保護の適用ということが論議されしかるべき場合だつたようになります。子供さんがいるけれども、頭が悪くて扶養能力が全然ない、奥さんにも大した扶養能力はない、それから弟さんはまああるいは機械の方をやっておられて、ある程度の資力があるとしても、御自分で八人の子供を抱えておられる。

○木下源吾君　いや金部で八人です。

○説明員（小山進次郎君）　金部ですか。まあそういうことであるとすると、その面での扶養全力と申しますか、そもそもそう大きいものとは思われない。でありますから、ほかに資産でも相当あるということになれば、これはもう生活保護の適用の場合にはなかなか適用が受けにくいくことになりますけれども、もしかに資産がそれほどないというような方であるとすれば、おそらく今どきのこととございますから、病院に入院してということになりますと、最小限一万二千円から一萬五千円ぐらいはかかるはずでありますから、それだけのものを自分並びに自分が直接扶養して行く者の生活を維持しながら加えて出して行くといふ場合ならないわけでありますから、おそらくそういう場合に出てきます問題は、せいぜいのところ、弟さんの扶養關係でどの程度を一部負担をもらうかどうかといったようなことが議論に出てくるのが普通なんでございます。従つてそのほかの可能性を考えれば、あるいはその方が退職された

際に一時的に若干まとまつた退職金というのをお持ちになつていただかうかという問題があるのでありますけれども、これも想像に過ぎないのでござりますが、先生のところへころがり込んで来ているといったような事情から見れば、今のところそれを持つていては、これがたくさんあるのでございまして、最初入院したときには社会保険議してみてしかるべき問題だというようになりますと、結局、これはどうしても、生活保護の問題として当然一回論合、先ほどおあげになつたような例は、これはたくさんあるのでございまして、最初入院したときには社会保険の適用を受けていた、二年、三年たつうちに勤め先と縁が切れてしまつて、なお退院ができないというようなことで、そこで生活保護に變つて医療扶助を受けるという事例はたくさんござります。従つて普通の場合でありますと、おそらくそこで生活保護の申請をされ、要件が備わつておれば保護を受けられて続けて行かれる。こういうことが行われるわけでありますから、まあ病院の人があう少し親切気を効かしていろいろ奔走してくれるなり、あるいは御本人に知り合いの方があつて、もう少しそういう方面を調べてくれれば、あるいは地元で生活保護が受けられたということがあつたのではなかろうか。かりにそういうことがなくして、現実の問題として、現在東京に来ておられて、そういう格好になつているということであるといたしますならば、これは現在でも問題は依然残つておられますから、今度は現地の保護機関である知事に対し、そこでもう一回医療扶助の申請をなすつておられます。

て問題を解決するようにして行くといふ道はあり得るわけでございます。一般的な考え方なり扱い方は、今申し上げた通りでございますが、これはすべての場合にそういうふうに扱われておりますので、必ずしも今おあげになつた場合が特殊事例としてそういうふうに考えられるということではございません。従つて具体的問題につきましては、また別によく事情を承つて、それはそれとしてもう少し研究をして解決を考えるというふうにいたしたいと思ひます。

○上林忠次君 先ほど私お尋ねした、かからぬないように、またかかつた連中を初期に根治させるという処置についてはいい対策を現在講じられておらぬ、国民全体の健康診断をやるというのも一つの手でありますけれども、それじゃ、かかつた連中をどういう工合に処置して行くかという具体的な方策は今ないということを承知しております。その問題は将来の大きな問題でありまして、まあいろいろ施策が講ぜられることが多いですが、もう一言、私の黄米の問題です。今おそらく百億円以上のストックがあると思いますが、厚生省、農林省、両方ともにらみ合つたような格好でそのままに放置されている、どんどん毎日病害は侵食しているわけでありまして、いよいよ使えない状態に進みつつある、今のうちに何とか処置できないのか、政府の連中が自分の責任じゃないと責任のなすり合いをやって、それこそ自分の責任にかかるてこないことを考えてそのままで暗たんとした状態に置かれている。そういうような状態の米を、何とか厚生省でこの病原菌を殺すか、ある

いはまあ毒素を破壊するか、何かそういうふうな方法が講じられないものか、これは私の友だちですが、レントゲンをやっている人がおりまして、また話は少しこまかになりますけれども、前に食糧増産のために、もみにレントゲンを照射して生産性を上げるという実験をやつた人であります。その人がもみの増産のためのレントゲンを照射しているときに、もみを照射した所下にあつた品物、たとえばこれはショウチュウ、あるいは人造日本酒、かようなものがテーブルの下にあつた、もみを通したレントゲン線が下にあつたアルコールに影響しまして、まあエイジングと言いますか、熟成が早くなつた。從来まあしようと二時間レントゲンをかける、レントゲンの単位にもよりますけれども、實際二十時間もレントゲンをかけたら少し内容に変化が起きた、一年おいただけアルコールは、三分か、あるいは五分、あるいは十分くらいで相当変化が起きた、糖分が多くなつた、あるいはエイジングが進んだというようなことを本人が実験の結果わかりまして、なぜそういう工合に、もみをフィルターした光線で従来のレントゲンよりも特殊な強いエイジング作用が起きたかといふことは理由はわからない。わからぬけれども、とにかく變った、早い速度で感じた。長い時間に相当するような結果が出たというわけで、これはそのペントをとつてはいるはずですが、それでも、かよくな研究が進んで行きましたならば、もつと早

い時間でこういう作用が強くなるということになる。それじゃ今の黄麥米のあのばい菌、あるいは細菌、こういうふうなものは死ぬか、殺すことはできるか、新らしいフィルターをかけたものを、売るときは一升二十円か、二十五円で売るということになるなら、相当地コストをかけてこれをやつた方がいいじゃないか、少しやつてくれた方がいいじゃないか、少しやつてくれたよななことを頼んだのでありますけれども、今の程度の弱いレントゲンではいかぬ、千単位とか、あるいはそれ以上の萬単位でやらなければならぬということを言つております。それが日本にあるならやつてみたらいいじゃないかといったのですが、日本にはそれがない、アメリカへ行つたところでも、今までのこの問題でないことを話してみたいと思つております。

○上林忠次君 現在貯蔵中のものは、毎日々々この毒が増して行く、あるいは細菌が繁殖して行くわけでありますから、早く手をつけていただかない困ると思うのであります。○野本品吉君 ただいま上林さんから黄麥米の問題についてのお話しがありますたが、私もいつもこの問題を考えていますが、私もいつもこの問題を考えておりますけれども、手をつけられないでございまして、大へんいろいろな御意見を伺いまして、ぜひ御意見を尊重して、これを何とか思つておるわけでございまして、大へん努力をいたしたいと思います。それぞれの機関にも、こうした御意見のあったことを申し伝えたいと存じます。

○野本品吉君 国立療養所の病床の回転率と申しますか、これは現在どうい状態になつておりますか。

○説明員(小山進次郎君) 数字は若干正確を欠きますけれども、現在ならしくて一年半から二年くらいの間で回転しております。数字になつておつたと思います。

○野本品吉君 その回転率が、前によべて最近はよくなつてているか、悪くなつておるか、さつそくこれをやつたらどうか、これは私も専門家ではありませんからやつていただきたい、一応研究していただきたいと思うのです。これについて

では、何か厚生省で今日までそういうふうなことをお考えになつたことがありますか。

○政府委員(紅雲みつ君) レントゲンを使って黄麥米の毒素を破壊すると言いますか、まあこれで使えるようにして行こうという大へん珍しいお話しをして行こうと思います。しかしお話しさはよく承りましたので、研究の方面にも一つそういうことを話してみたいと思っております。

○上林忠次君 現在貯蔵中のものは、毎日々々この毒が増して行く、あるいは細菌が繁殖して行くわけでありますから、早く手をつけていただかない困ると思うのであります。○野本品吉君 ただいま上林さんから黄麥米の問題についてのお話しがありますたが、私もいつもこの問題を考えておりますけれども、手をつけられないでございまして、大へんいろいろな御意見を尊重して、これを何とか思つておるわけでございまして、大へん努力をいたしたいと思います。それぞれの機関にも、こうした御意見のあったことを申し伝えたいと存じます。

○野本品吉君 ただいま先生のお話しそうに、一年くらい前までは病床は常に満床でございまして、九七%程度ということですから、實際上の問題としては、病床があくのを待つてすぐ次が入るというようなかつこでして、非常にたくさんの待機患者を抱えておつたのでございますが、今度に入りましてから、ややその間余裕ができまして、パーセンテージも九七%というような高いところから、だいぶ九〇%前後まで下つて、少しゆとりができるかけているというような状況でございます。それでこういった状況が今までの状況から見ますといふと、少しあき過ぎるのじゃないかといったような感じを関係者の間に持たれておりまして、どういうわけでこういうふうにあき始めたかということを下検討しておりますけれども、今のところ大体それで横ばいで行っておりまして、まあ一般の回転と申しますので、まあ一概にそれから見て、あき方としては大体それくらいが実際上妥当なところでありますので、もう少し将来の動きを見た上で最終的な判断をしたいというので、いろいろ

論を秋ごろまでにかけてみたい、こういうことで今研究に着手したおるところでございます。
○野本品吉君 病床があいてくるということがどういうところにその原因があるかということの御研究をなさつておるそうです。私どもが常識的に判断すれば、二つの場合が考えられるわけです。その一つの場合というのは、つまり引き続いて病院で加療を必要とするけれども、まあ先ほど木下さんからお話をございましたが、本人の経費の負担、その他の療養生活を続ける上における条件が、本人の能力をこえておるきびしいものであるから、従つてそこにおれなくなつて出てしまう場合が一つ。それからもう一つは、病床があいておるから入ろうとする場合に、これもまた入院加療の意願は十分あるけれども、入院するだけのいろいろな条件がととのわないと入れない。その二つの場合がああ常識的には考えられるわけですが、それらの点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

果が進んで行く、こういうことに相な
るだろうと思いますし、もう一つ、こ
れは今のところ全くもう学界でも最終
的な結論をつけかねておるのであります
が、ここ一年來の科学療法の非常な
進歩の結果、今までは入院しなければ
どうにもならぬといわれておきました
病状が、入院しなくてもやつて行ける
というような傾向がかなり出てきたの
でございます。それで結核の治療は、
古い時代はもっぱら内科的に処理して
おりましたが、最近はいわばもう結核
治療の重点が外科に移ってきて、一に
も外科二にも外科ということになつた
のですが、一年くらい前からヒドラジ
ッドとか、ペス、スマイというもの
を相当長期間に、かつ、大量に使える
という道が出て参りましたから、再び
結核療法における内科というものにま
た重點が移りかけてきてるというき
さしが見えかけているわけでありま
す。従つてそういうことがある程度影
響してきはしないかというような問題
があるわけでして、もし原因がそそうい
うところにあるといったしますと、これ
はいわば結核対策の底を流れる考え方
において大転換をしなければならぬと
いう問題をはらんでおるわけでござい
まして、先ほど私が申しました期間
が、ちょっとお聞き下さるとなぜそん
なに長くかかるかというお感じがされ
たと思いますが、実はそういうような
問題を半ば省内でも意識しております
ので、どうしてもこれはまあ結論を出
すには、ある程度たんねんに材料を集
めて練つて行かなければならぬという
ことで、研究はいたしているわけでござ
います。そんなふうに研究しております。

○野本品吉君 もう一つ伺いますが、地方の保健所に關係した問題ですが、私ども一般的に、保健所は環境衛生とか、その他予防衛生の方面に從来重点が置かれて動いてきたと思うのです。そこそこがこの保健所が、最近結核その他に対して、直接治療の手を伸ばしてきたる傾向が相当あると思う。そこでまあ寰骨に申しますと、まだ研究や経験の十分でない者が、相当高度の技術、経験をする治療に手を伸べる、その結果思わしくない事柄が起る場合が相當あるらしい。それからもう一つは、そのことが地方の医師との間のいろいろな問題を惹起する。そこで保健所の使命を、そのいずれに重点を指向して指導されておるかどうか、それをちょっと伺いたいと思います。

やり方でやつておるつもりでございま
す。あるいはたまたま実際にそこいら
が少しあいまいになつたことがあつた
んではないかと思ひますが、そういう
ふうなやり方をしておりますという
と、先ほど来政務次官が申し上げてお
りましたように、今度は健康診断の対
象等が非常に拡大いたしますから、こ
の方の世話自身がききなくなるといつ
たような結果になりますので、さらに
注意をいたしまして、そこの任務
の分担を明確にして行くということに
いたしたいと思つております。

員のワタの中での扱いとしては、かなり思い切った扱いをしておることになります。つまり、一般的な収入等と比べて非常に開きがでてきてているというのが現状でござります。それで、いまして、そういうようなことが、保健所に医師を吸収しにくい原因になつておりますが、つとめて機会あるごとに、少しでも引き上げるというようなことを私たちとしても今努力をしているわけでございます。

○野本品吉君 今までお聞きしたことを通しまして、私は保健所が保健所本来の使命に徹した活動をしていただくよう御指導をしていただきたいということですが、それから人命を扱う大事なことがありますから、保健所に優秀な医師をどういうふうにしたらば招致できるかということについての対策、方法等につきまして、さらに一段の考究を希望いたしまして質問を終ります。

○田畠金光君 一つだけ。先ほど松浦委員、木下委員から質問がありまして、政務次官の答弁で大よそ了解できたわけですが、念のためにもう一度お尋ねしておきたいと思うのですが、例のつき添い婦の問題です。四千二百名と聞いておりますが、厚生省の調査では、三千六百名になつておるというふうです。それでお話を伺いますと、他の職業にあつせんをするという考え方の方である。時期については、来年の三月である。

うな仕事が農林省関係における具体的な業務になるかと考えておるわけであります。たとえばこの対象になり得る物資というようなものについては、いろいろ農林関係のものについても考えられるかと思いますけれども、特に役務のことにおきましては、農林関係の技術者が向うに行つて役務を提供するということになりますと、さらにあつせんするというふうな事務もこれにつけ加わることになるかと考えるわけであります。日比との関係におきましては、まだそういう段階まで参つておりませんので、先般の交渉の過程におきましては、農林関係において対象となり得るような物資なり、役務の準備のまた準備という意味における一応の計画とというようなものを作成いたしましたのであります。これはまだ具体的な実施の段階までに至つておりますので、担当すべき事務としても確定いたした形はとつておりません。しかしおそらくこれが実施の運びになりますれば、東南アジアに関係する農林省関係の業務も相当ふえて参つてくるのではないか、かように考えておるわけでございます。

ういう段階にならうと考えております。しかし実施細目の取りきめにおいてあります。そこで、すでに本年度の予算にも賠償等の予算も計上されおることでもあります。従いまして細目的取りきめも済んでおるとするならば、具体的に農林省として、たとえば役務の賠償についての助言をなさる、あるいはあつせんをなさるについて、あるいは契約単価について、いろいろ具体的な何ものかができるいてもよろしいのではないか、こう考へるわけであります。私のお尋ねしておることは、こういう農林省設置法の一部改正法律案が出来ました以上は、具体的な仕事がもう出ておるのじやないか、こういうように考えましたので、それはどんな具体的な仕事であるのか。たとえば民間業者がビルマ政府と契約をして物を送るとか、あるいは役務を提供するというような場合に、今まで起きた事例はどんな場合があるのか、これを私はお尋ねしたわけなんです。まだそんなことはないかどうか、たゞ予測をされて、こういう機構をこしらえられる、こういうお考え方であるのかどうか、この点を承わりたいと思います。

連絡協議会がございまして、それに付する各種の資料の作成というふうな仕事を現在やつておるという段階にあります。従つて今お話を伺いました問題は、これから起る問題でありまして、ただ現実におきましても、日比の場合も同様であります。ビルマにつきましても、そういうふうな作業につきましては、相当複雑な仕事をやつておりますので、かよくな仕事事を早くから明確にしておく必要がある。こういうことでただいま改正をお願いいたしておるような次第でございます。

制度というものを設けまして、総務で所掌しているこれらの国際協力にする事務につきましては、参事官がそれを一元的に処理する、こういうことをいたしまして、目下参事官を中心として、総務課長、これに関連して担当しておられた職員、並びに省内の関係する担当官をきめまして、これを参事官のもとに一元的に指導し、調査を行なつておる、こういうことによつて事務の遂行をはかっている次第でござります。後このような仕事が一層拡充され、つとはつきりした責任の部課を設けては、その際にこれらをどうするか検討いたすことと考えております。下のところは、今申しました参事官制度によつてこの事務の処理に当らる、こういうことを行なつておられる、こういふことがあります。

○田畠金光君 政務次官にお尋ねし
いわけでありますから、この法律案提出理由説明書によりますると、米穀審議会について、「從來その組織、所掌事務、委員の定数、専門委員の設置等については政令で定め、委員及び専門委員は、食糧庁長官が任命することになりましたが、これまでの審議会の重要性に鑑みまして、この際委員及び専門委員についての主要な規定を法律で定めることとし、その任命を農林省大臣が行うこと」にきめたわけでありますが、今年から從来の供出割合制度を廃止されまして予約買付制度に移行されました。この点に関しましては、これは今後の主要食糧に対する從来の国家管理の方式をやめて自由販売制にするというような一つの段階的な制度ではなかろうかという見方であります。この点に關しましては、これは今後

あるわけであります。もしそういうふうになつて参りますると、結局米価という問題も需給の経済の自由原則にゆだねる結果にもなるわけであります。しかるに今回の法律改正案によりますと、米価審議会はいよいよその機能を強化し、また重要性を高めてくることになつて参つたわけであります。いささか今後の方向と食い違つてあるような感じがないでもありません。そこでお尋ねしたいことは、今後の政府の食糧政策と申しますか、食糧管理制度についてはどういう基本的な考え方でおられるのか、ことにこの点は自由党の食糧政策等に関連した場合に、今保守合同の線から政策協定等も取り上げられているわけでありまつて、当然その政策協定の重要な一つとして食糧政策が取り上げられると思ひます、その場合に自由党の考えておるお米の統制を安全にはずして自由販売制に移すというような問題も出てくると思いますが、現内閣としてはこれに対しましてどのような方針でいかれようとするのか、この点を伺つておきたいと思います。

なしまして、あくまで、一き得る限りの努力を果したあとでなければ強制的に立ち入ったり、調査したりするようなことはしたくないということは申し上げつもりでございますし、今日もその考えは変つておりません。

しないという従来の声明は今日といえども變つておらぬ、かようなだいまの御答弁であつたと思うのです。

ますけれども、たゞ今は防衛分担金の削減交渉に関連をして本年度拡張をして、ようといふ五つの飛行場の問題につきましても、小牧の点について地元の了

解を得て進めておるという答弁に対し
て、実態はそうではないにやないか、
こういう質問が行われました際に、ち
ゃんと法定の手続を踏んでやりたい、

こういう御答弁もあつたよりでござりますが、これも砂川の場合には無視されておるかのように思うのであります。が、この点はどういう立場に考えてお

○政府委員(福島惣太郎君) 小牧の調査に關連いたしまして國会で申し上げておりましたことは、小牧につきましては所有者の方と申す上、前段

得て調査をしたというふうにわれわれ考えております。ただ所有関係者が数百人に上るところでありますので、その一人人々から同意書を取りつけてあるというわけではない。村長なり、町長なり、代表者との間に話し合ひがついておる、その上でやつたということがあります。ところが指摘をされましてのは、村長も承知をしていない隠れ

長ということことで、全部をカバーしていくので、話し合いをつけるという実質的な、努力はすると同時に、また工事その他の方法によります法律上の手続に基づく立ち入り請求の手続もとる、それによって隠れた権利者その他があつた場合には、そういうことは越百ではありませんけれども、手続としてはその人の土地にも入れるということをカバーしてある、こういう建前で事実上は説得による承諾を取りつける以外にこれはもう強制立ち入りと同じ建前になるわけでありますけれども、法律上の手続もとつた方がよろしいという当時の国会における話し合いで結論がまとまりございましたので、両方の手続がとつてあるということであります。従いまして立川の場合についても知事の手続その他の手続がとつてあるわけであります。しかしながら、先ほど来その点に私の方も触れておりませんので御理解がどうかと思ひますけれども、立川の問題と申しますのは、立川の飛行場の滑走路を延長したい、その場合にもちろん民有地と申しますか、私有地との地面が要るわけなのでありますけれども、これについてはまだ少しわかれれどもその所有者の同意を取りつけるべく努力がしてみたい。従つて法律上の手続としてはこの知事の工事をその他の手続は開始してあるわけだけれども、所有者の一人々々についてもう少しあげたい。従つてその私有地に入る意思はない。立川の滑走路の延長問題題の

対して直角に滑走路が千五百尺延びくるという関係になりますので、そこの道路に対して予定された拡張の計画はどうなるかという点が眼目になりますので、私有地の承諾を取りつけるところはなお今後努力した上のことで、とりあえず道路上の測量だけしてみたいということに入つております。けで、東京都の公道でありまして、公用法の關係もなければ何の關係もなわけであります。道路使用の警察署の許可があれば道路上に立ちどまつてくいを打ち、測量することができるわけであります。その調査だけをいたしましておるのであります。強制立ち入るとか、道路でござりますので強制立ち入ることなくとも調達などといふことも入れておるのであります。

ものと考へておりますので、強制の手
ち入りと、そういう觀点は今回の裏話
しておられます立川については全然関係
のないものと考へております。

○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどの
答弁についてもばぐらかされまし
が、これはまあ別の機会に当委員会で
お取り上げ願うということですかからそ
の点の追及は留保いたします。

最後の立川の拡張、それから砂川の調査の問題でございますが、福島長蔵の今道路の調査、測量をやる目的などをおつたのだ、こういうお話をござりますが、正確に目にちは見えませんけれども、最初東京調査局から調査にかかりました際には、矢崎次長が道路調査は、道路は基点になるのであるから、その基点の調査とともに私有地調査もするのだ、こういう私有地の調査の意図も矢崎次長の口から明らかにせられておるようであります。こののはどうなつか、結局私有地に立ち入

て十一条の準備のために立ち入ると、こういうことであつたけれども、それが批判をされた、あるいは町民の反対にあつて私有地に入るつもりはなかつた、道路上だけを測量する、こういう言いわけに私は変つて参つたという感じがいたしております。お考えがあるかどうか。

それからもう一つ、福島長官は、これは土曜日の日であつたかと思います。新聞は毎日新聞であつたかと思うのですが、負傷者を出しても調査は強行する、こういうことを言つておられます。これは負傷者を出してもということは、あるいは死人を出してもやりかけた調査は強行してやるのだ、こういう意図に聞えるのであります。そういう御意図なのかどうか承わりたい。それからもう一つ、これは一昨日、土曜日の日立川に私ども参りましたて、福島長官の新聞を通じての声明その他から怒りました現地の諸君が調達所あるいは福島長官等に抗議に参る、こういうことでござりますから私同行いたしまして、その際に東京調達局の川崎という名前だと思います、正確にわかりませんが、課長であることには間違いございませんが、十一条だけでは調査をやつたことがあるか、強制調査をやつたことがあるか、こういう質問に対しても、ああいばかな町長がおるからそこでこういう問題が起る、こういう事態が起るのだ、こういう答弁がございました。そうすると、福島長官の言明なり、あるいは調達局の官僚的な動向、あるいはそういう説明を貰っておりますものは、かりにきめたものはこれは何が何でも所有者の、あるいは地元の意向、あるいは利益というも

のは無視しても、どんな隠性を持ったとしても、それが法の要件を欠こうとも、何をしようとも、けが人を出そうとも、あくまでこれを一方的にやるのだ、かようにわれわれ考えられるのでござりますが、これらの点に関連をして調達局の意見、あるいは政府の意図というものを伺いたい。

いを繋げなければならぬといふうに考えておつたわけであります。負傷者、けが人を出てもやれということを私は申した、多分申したのじやないかと思ひますが、それはけが人というのは調達庁御のことと言つておる。道路へ入れぬと、いふべらぼうな法は少くとも日本にはないのだ。道路の所有者というものはそりやたらにおるわけじやない。これは國なり都なりの道路なんである。そりへ入るのに入れないと、う法はなし。こわがつて引つ込むといふはかなことはしないでさつさよやつてこしといふことを申しました。道路へ入つてしまふということだけが定するなんといふことは第一考ふられない。そういうことを申したからやれと、いうことを申したわけであります。方面にけひ人を出してでもやつてこいといふことを申したのではないでございます。御了解を願いたいと思いまして、東京調達局でばかな町長云々といふ言葉を使われたそりでございます。私はおりませんで承知いたしました。そりいふ言葉つかいというものはこれほんとすべきものでございません。もしまよなことがございましたらこれはお詫びを願いたい。そういう考へ申一ノではない。この御指摘のありました所の意図を無視して、法の要件を満たさないでも、あくまでやるのかといふお話でございました。申し上げましたように、道路をさしかたつて測量がしたい、道路の所有者たうものはこれは個人ではなくて、所の意図を無視してもいいのと、所の意図を無視しても立たない話である。法の要件を無視してでもとおつしやりますけれども、道路を使用する場合には警察署長の許可、十分なる要件を備えておりまして、御指摘のような点、御心配はないと考えております。

○委員外議員(吉田法晴君) 根本精神を聞いたのであります。根本精神についてはあくまで反対を押し切つて、御指摘のような点、御心配はない官のたとえ負傷者を出すことがあっても、けが人を出しても、法の要件を具備しないでもやれといふのじやない、これだけはわかりました。ただ福島長官のたとえ負傷者を出すことがあってもあくまで強行する決心である、云々というのは、これはまあ水掛論になるかもしませんけれども、この文章を読んで、特調側にけが人が出ても云々といふように、これはだれが読んでもれません。これはまあ文章なり言葉の意味になりますけれども、どんなにけが人が出てもやれということを強行する決心だ云々というの、これはやはり町民側にけが人が出ても強行する意図だ、こうとるのが普通だと思います。まあ今の答弁、弁明は私は詭弁だと思います。

それから私有地についてはもつと努力をするつもりだ、こういうまあお話をあります。それで砂川町の最初のときには、道路を起点にして私有地に入つても調査測量をやる。お話でしたが、その後それでは私有地には入らないのである、あるいは道路だけをやるのだといふ話は……なるほど長官は今けが人があつてもあくまで強行する決心だと育われたことは新聞には書いてある、しかししながら町ながら町に言われるような態度であるいはもう少しやわらかい態度でお話しにな

つた事案があるのですが、私は聞いておりません。あくまで調達厅の一貫した方針は起點として金部をやるのだ、それができなくなつたから途中で道路だけをやるのだ、それからやるにしてもが人を出しても、あるいはそんな小さな町長なら町長に対してはどんなことをもつてもやる、こういうような意向に聞えるのであります、その辺重ねて一つお尋ねいたします。

○政府委員(福島権太郎君) 私有地に關してはさらにもつと説得の努力をしてみたい、しかしその努力がちつとも実が現われておらんではないかといふ御指摘だらうと思いますが、これはまあ五月の初め以来町長をつかまえて何とか談じ込もうというので相當に努力したのであります、とにかくどこへ雲隠れてしまったのか町長が全然つかまらない。家へ参りましてもおりません。家族がおろおろしているばかりで、どこかへ連れ込まれているのかさっぱりどうにもならない。何ともはや努力が……町長と話し合ひが足りない。ということは御指摘の通りではなはだ申しわけがないのです。おらんのではありません。まことに閉口顛首をしておりまして、たとえば昨日も町長が官房長官のところへ談じに來たとかということであります。私どもの方にも見えるということで、実は私もかまえておりました。どうも抗議にいたしましても、陳情にいたしましても、どうも私の態度が悪いせえかもしれないが、さっぱり私のところにおいでをいただけないということです、いかんとも連絡がとれないと。その意味におきましては町長との話し合いの度數が重ねてないと申しますが、それはてんてこ……飛行場撤廃の

話は五月の当初のころには一度係の者
が町長に会ったことはあるようあります。飛行場のひの字も話はできません。
ということはいかんともどうもよい
がない。それからまた各所有者の家は
調達庁立入禁止という札が張つてあり
ます。これも話ができないということで
あります。まあやむを得ずちょうど
道路が地域のまん中になつております
て、これの調査を済ませますと、大体
の設計上の具当もつくわけであります。
従いまして道路の調査を終るところ
には、調査とはいかなるものであるか
ということもある程度所有者の方にも
理解してもらえるであろう。

それから立川の滑走路拡張の問題の
難点と申しますのは、現在の滑走路を
直角に延ばしてくると、道路にぶつ
かって道路上に食い込むという点に難点
があるわけであります。従いましてこ
れを少しはすっかいに滑走路を新しく
とるようにすれば、道路上にひつかから
ないで済むのじやないか。そのためには
道路の方角なり位置なりというものを
測量によって初めて正確に定める必要
があるわけであります。そういたしま
すと、アメリカ側の頼んで参りました
案以外に、道路を削らないで済む案と
か、いろいろな代案もわれわれとして
は考えられるのじやないか。所有者の
説得に入りますときには、代案をもつて
説明をするという態度も必要なことで
はないか。その意味におきまして、と
ゆる問題を前提といたしまして道路上
の測量といふものが必要になる。従つ
て道路上の測量のために許可も受け、
これを開始した次第でありますと、と
ころがその道路上側から追つぱらわれ
まして、どこにもならぬということに

現状はなつております。しかし道路となつたという話も聞いておりませんし、われわれも使えるはずだと思っておりますので、何とかこの道路の調査だけはそのうちに実現完了するようにならぬかと考へております。

○委員外議員(吉田法晴君) 調達庁長官はきょうは大へんおとなしいが、この間の衆議院のときにはなかなか勇敢でしたが、実際にやつておりますのは今のようなお話をございません。あるいは、たとえば穂やかに言われましたけれども、この間の東京調達局長にしても、ほかのところに行くけれどもおれのところになぜ来ないのだというきつい非難、そういう態度からいたしまして、今年のよしな御答弁の態度ではございません。

それからこの間成瀬君が本会議で質問をいたしました点に關連いたしますが、全体として基地のために取用するかどうかというときに、きめたらもうとにかく問答無用だという態度が法の解説にも現われておると思うのであります。十一条の手続きさえれば、十二条は土地取用法の規定であります。十二条は要らんというような答弁——西田労働大臣の答弁——國務大臣の答弁でありますから重ねて質疑をすることができませんでしたけれども、土地取用法といふものがどういうものであるのか、私どもは土地所有者の利害を守る、あるいは土地取用法にいう行為、あるいは特別措置法にいう米軍の要望、それと土地所有者との利害の調和をはかるということ、土地所有権をできるだけ守るというのが土地取用法の精神だと思ふのです。従つて十一条

の手続だけでは実際に土地に立ち入る三条の立ち入りの受容の義務をもつておるものではないと私ども考へるのでありますか、福島長官も本会議のうしろの方におひで聞いておられたようですがございましょうが、これらの点についてどういう立場に考へておられるか、政府の所信を承りたいと思ひます。

○政府委員(福島惣太郎君) 収用法の関係でございますが、十一條によつて國が豫備のために——これは収用まで行かない段階でございます、収用以前に準備のために調査がしたいというときに、その意思を決定いたしまして、都道府県知事にその通知をする、知事がこれを公示をする。それは現在それに上つて國の立入権といふのは発生する。関係の市町村長はこれの公示を関係者に對してする。それは現在の解説によりますれば、市町村長の公示といふものがその関係者、あるいは土地の所有者に對して知らしにいて乘り込まれて、不測の損害が生じないようになつてやるという意味の規定である。従つてその公示をして——これは市町村長のしなければならない義務なんになりますが、その公示を怠つたがために土地の所有者が不測の損害を受けければ、その所有者は國に對して損害を請求をしないで、公示をしてくれなかつた市町村長に損害の請求をする、こういう関係になつてゐるわけであり才す。従いまして國の立入権といふものには関係ない。都道府県知事の公示によりまして國が立入権を持つている場合には、土地の所有者は正当な事由がなければこれを拒んではならぬ。十一條の町村長の公示というもの

○政府委員（福島慎太郎君） 現在行なつております土地の調査は道路上の調査を目的としておりますので、土地の収用法には何らの関係がない。道路の使用の許可を得れば、その道路上に車をとどめまして、あるいは測量機を置きましてその測量を行なうことができるのです。土地収用法は私有の土地になります。土地収用法は私有の土地に個人の私有地に調査のために立ち入るという場合にどうやって収用するとか、どうやって使用するとかといふことを定めてありますて、公けの道路を使用するために定めてある法律でございませんので、収用法とは関係がないというふうに申し上げたのであります。

らに十分ある。しかしながら市民が反対するのだということを考えたことはないかというお話をございます。これは私ども考えております。道路の調査でも、それが大体基礎になりまして、それからそれへと発展するのでありますから、これも反対したいという気持はこれは当然であります。反対するのがおかしいとは思つておりません。おかしいとは思つておりませんけれども、道路上におります人間を溝の中へほうり込んでみたり何かすることは、反対するからといってその行為が正しいとはわれわれは言えない。しかもわれわれがそういう町民の反対があるにもかかわらず、できる調査であるから、道路をなげ調査するかということになりますと、立川の飛行場の拡張の問題について町長初め町民の諸君と話がしてみたいという希望をわれわれ持つておるのです。その際アメリカ側から言つて参りました簡単な案だけではこれはもうとうてい町民は納得するはずがなかろうと思つて、もうちょっとと気のきいた案を作りたい、もうちょっとと損得の少い案を作りたい、そういう案をもつてだんだんと話をしていくべきものだと考えております。道路の調査をすればどのよな代案が成立し得るかということもある程度わかつてくるのです。そこでそのような材料も手入れた上で、町長初め町民諸君と話をしてみたいということも考えておるわけでありまして、町民諸君がなぜ反対するかということはわからんではありません。わからんではありませんけれども、さりとて調達庁が道路に入れないということを承認するわけにも参りません。わからんではありませんけれども、さりとて調達庁が道路に入れないということを承認するわけにも参りません。

○堀眞琴君　ただいまお話をの中に道路
上にいる人を川に突き落すというよう
なことはけしからんじやないかといふ
お話をありました。これは土曜日の日の
東京調達局の不動産部長の問題だと思
います。私は土曜日の日に向うへ参り
まして一応調査して参ったのであります。
が、しかしあつしやるよう、不動
産部長荒川の中に突き落したといふの
ではないのです。数人の人たちが不動
産部長に對して自動車からおりないよ
うにしてくれと言ふのをおりた、そこ
で自動車に押し返そうとしても合つ
ておるうちに川の中にはまつたんだ
と、こういうことが事実のようあります。
新聞などで見ますと、不動産部
長を突き落したように出ております。
これは全くの新聞の偽りの記事だと申
し上げなければならぬのです。

うという案であります。ここには民有地がありますけれども、民家はきわめて少い、それで第二案ということです。しかし第二案の方にはたしか小学校か何か含まれることになるんじやないかと……。

○政府委員(福島清太郎君) すれすれに……。

○通算琴君 第一案の場合には中学校が道路を隔ててあるわけです。そういうことで町民たちはとにかく反対しておる。しかも終戦後、今は除いて四回にわたってそれぞれ地域が接収されて、その総面積が二百四十四町三反ですか、そこへまた五万坪ですか十八町何反ぐらいになるだろうと思ひます。それが接收されると、これは生活権の問題になる、生きるために問題だというので町民は反対している。調達庁の長官といえども日本人なんです。日本人の立場においてこの問題を考えられたことがあるかということが私をお尋ねしたいのです。向うとの日米合同委員会において決定したから何とかということを主として考へるべきではなくて、日本人の立場としてこの問題を解決するという態度を私はとってももらいたい、そのことをお尋ねしておるのであります。

○政府委員(福島清太郎君) これは、調達庁長官といえども日本人でございまして、その立場で仕事をいたしておる。従いましてアメリカ側を説得しよう、それすらもアメリカがいやだというふうなことになりますれば、これは問題はなつて参りますれば、これは問題はなつて参りました道筋によつてくる案以外最も犠牲の少ない案を立て、これによつてアメリカ側を説得しよう、それすらもアメリカがいやだというふうなことになりますから、話が頭から合いません。どうしてわざわざこんなことになりますから、話を聞いておきますが、これらの点に立つて入ろうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。この結果は、当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の種類並びに立ち入りを行うとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。この結果は、当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の種類並びに立ち入りを行うとする土地の区域及び期間を都道府

思つております。そこで第二案が御指摘がございましたように、小学校にかかりませんのですが、方角として小学の方へ向うとちょっとはずしますけれども、そういう弱点がある、しかしながら小学校をまた移転させるという方法もありましようし、民家には非常に関係が少くなつて参ります。必ずしも実行不可能な案だとは考えておらない、従いまして、アメリカ側を説得する有力なことは材料になる、そのためにはアメリカ側を、まだこれはアメリカ側にこの説得をしたことはないので、すから、第二案というものが実施可能なんだという、そういう方角ならば道路を断ち切らすともはまるのであるといふ理論上の根拠を得るために、道路の測量がどうしても必要とする。何もはまるかはまらないかくらいは測量しなくてはわかりきらない。公簿と実測積とは合わないのです。測量によつてはございましょうけれど、これは日本の土地の面積というものは公簿によつてはどうしてもわからない。公簿と実測積とは合わないのです。測量によつてはございましょうけれど、これは日本の土地の面積というものは公簿によつてはどうしてもわからないのです。測量によつてはございましょうけれど、これは日本の土地の面積というものは公簿によつてはどうでも

思つております。そこで第二案が御指摘がございましたように、小学校にかかりませんのですが、方角として小学の方へ向うとちょっとはずしますけれども、その辺をとくと承わりたい。
○政府委員(福島清太郎君) 先ほどの方法もありましようし、民家には非常に関係が少くなつて参ります。必ずしも実行不可能な案だとは考えておらない、従いまして、現地とにらみ合つて測量をするかどうかと、こういう測量をするかわからぬ、だから道路上の測量をやりうとしておるのだ、道路を通行するところが問題は土地収用に関するところを特許の発明かしてはいかぬとしたままでありますから、このままでは道路その他のについてもはつきりしております。ところが問題は土地収用に関するところを特許の発明かしてはいかぬとしたままでありますから、このままでは道路その他のについてもはつきりしておらず、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。(堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております)。
○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは、堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは、堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは、堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。

先ほど第一案によるのか第二案によるのかわからぬ、だから道路上の測量をやりうとしておるのだ、道路を通行するところを特許の発明かしてはいかぬとしたままでありますから、このままでは道路その他のについてもはつきりしておらず、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○政府委員(福島清太郎君) 先ほどの方法もありましようし、民家には非常に関係が少くなつて参ります。必ずしも実行不可能な案だとは考えておらない、従いまして、現地とにらみ合つて測量をするかどうかと、こういう測量をするかわからぬ、だから道路上の測量をやりうとしておるのだ、道路を通行するところを特許の発明かしてはいかぬとしたままでありますから、このままでは道路その他のについてもはつきりしておらず、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは、堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは、堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは、堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。

先ほど第一案によるのか第二案によるのかわからぬ、だから道路上の測量をやりうとしておるのだ、道路を通行するところを特許の発明かしてはいかぬとしたままでありますから、このままでは道路その他のについてもはつきりしておらず、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○政府委員(福島清太郎君) 先ほどの方法もありましようし、民家には非常に関係が少くなつて参ります。必ずしも実行不可能な案だとは考えておらない、従いまして、現地とにらみ合つて測量をするかどうかと、こういう測量をするかわからぬ、だから道路上の測量をやりうとしておるのだ、道路を通行するところを特許の発明かしてはいかぬとしたままでありますから、このままでは道路その他のについてもはつきりしておらず、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは、堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは、堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。
○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは、堀川へ飛び込んだか、ほうり込まれたか、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。

先ほど第一案によるのか第二案によるのかわからぬ、だから道路上の測量をやりうとしておるのだ、道路を通行するところを特許の発明かしてはいかぬとしたままでありますから、このままでは道路その他のについてもはつきりしておらず、そのままあはうり込まれた上言う方が近いのだろうと思つております。

は、いずれにしても権利の少い案の方が上等であるということに間違はないので、よく調べまして、家の立ちのきの数でも少い方の案、あるいは道路なども断ち切らないような案、そういうものでアメリカ側と交渉も推さなければいけないと考えておりまして、第一案の方が家の立ちのきの数が多く、道路も断ち切るのであれば、当然第二案の方が上等であるということで、各方面的の説得もしなければならない問題でありますて、でききで第一にするか第二にするかというようなことではない、よい方の案をがんばるという建前を譲りたくないと考えております。

収用法との関係で、道路の調査といふものは収用手続の一部ではないか、それと関係なく道路だけやつておるということはおかしくはないかというお話をありましたけれども、私もよく法律の関係は知りませんけれども、土地収用法というものは個人の土地を取り上げるために取り上げるというと諧弊がありますが、使用するためにてきておる法律だと思います。道路を取り上げるためにの関係は収用法というものにはないのだと思います。従いまして、道路を使うのなんのという問題のときには、土地収用法とは関係ない手続であるべきはずでありましょうと思いまますので、道路の調査にとどまつております限りにおいては、土地収用法とは関係がないというふうに申し上げたわけであります。

○委員外議員(吉田法晴君) 仮処分に關連して質問をいたしましたところに當つて答弁が当つておりませんので、もう一度お尋ねをしたい。法の関係を

の他仮処分の申請がどういうことになるか、裁判所が判断してくれるだろうと、それはわかるのです。仮処分の決定がおりるまで待たれるおつりなんか、それとも仮処分がどうなろうともそれを予定通り仮処分の立ち入り調査、その後のあれを進めて行くというつもりなのか、この仮処分とそれから調達戸がどうされようとしておるか、そことのところをはつきり伺いたい、それが私の質問の趣旨です。

それからもう一つはあとの点であります、仮用手続きと関係なしに土地の測量をせられるというのであるか、それから仮用手続きの準備段階としての府県知事に通知をされたその案の測量をして道路をやろうというのか、どうも謎明の様様は、前の仮用手続きと関係なしに案そのものをどういう立合にするかということで道路を測量するのだとか、こういう説明に聞えるのですが、そのこところが実際にはどうなののかということをはつきり伺いたい。

○政府委員(福島慎太郎君) 仮処分の点はどうも失礼いたしました。仮処分の点は、これは私有地に対する因の立ち入り権があるかないか、なければ仮処分が成立するということであろうと思ひますので、これは裁判所の手続が進行いたしております間は、われわれとしても私有地に立ち入る問題はちよつと考えないといけないのじやないかと思つております。ただ道路につきましては、そういうことになる心配は全然ないわけであります。これは仮処分をやつておるうがおるまゝが、これはあくまで道路は進行さすべきものであると考えております。また道路の測量が進みますと、大体われわれの方の希望

望する用當もつくわけあります。道路の方はぜひともやりたい。なお道路の手続は都知事の公示その他の一連の準備をしたものと無関係ではなかろうという御説であろうと思ひますけれども……。(吉田法晴君)どちらでもいいのはつきりしてもらいたい」と述べ)都知事の手續と申しますものは、収用法に基く公示をしてもらいまして、他人の私有地に入れるようにしてくれということを都知事に頼んでその手續をしてもらつたのでありますので、道路のこととは都知事に初めから頼んでもないのです。道路は頼まなくとも入れるという精神であります。従いまして収用手續とは関係がございません。しかししながらその飛行場拡張という目的には両方やる必要があるので、飛行場拡張という目的にはつながっております。

いう調査がしないと、調査のための立ち入りを要求する手続なんですね。で、飛行場の拡張といった問題がありますので、そのためにどういう案を立てるかというので、調査をまずしなければならない。そうすると拡張予定地には道路の地面と私有地の地面と両方ありますので、道路の地面の方は警察の許可を得て調査をする、私有地の方は切事に頼んで手続をして立ち入りしてもうようにする、こういうつまり道路の方は収用手続をかけられないのですから、初めから從つてもうこれは専門による手続をするしかない。私有地の方は本人がうんと言つてくれなければ、収用法に基く手続が定めてありますから、調査の手続をしておる。で、両方調査いたしまして、飛行場の拡張のための調査が可能になるという、その意味におきましては関係がありますけれども、収用法という面におきましては、道路といふものは全然関係がないということになるわけだと思います。

とは関係がないのだ」というおつもりを
らば、収用とは関係がないのだ。こう
いうことをはつきり言つていただけは
いい。そこで十一条の先ほどあげまし
たような、都知事に通知をした内容と
関係がないということをおつしやれば
それでいいのです。その関係があるの
かないのか。

されておりますが、われわれはそうではなく、道路の調査が同時に飛行場拡張のための民有地の収用の事前段階である、だからこそ町民達がみな反対しているということなんですね。その点……。

○政府委員(福島慎太郎君) これはまあ道路の調査が飛行場の拡張の第一歩であるということは私も申し上げている通りなのです。従つて町民の方々がこれに心配される、反対されるということはわかります。道路で測量が済めばある程度の大体の目的は正直なところ達するのですから、わかりますけれども、そういう心配があるからといって、道路を全然ふさぎとめてしまって、調達庁は入れないと言うことがであります。

○堀眞琴君 これは調達庁のお役人さ

らの態度が必要以上に町民の神経を刺激していると思います。先ほど負傷者が出てもやるのだ、こういうことを言われた。しかしこれは町民に対して、道路を全然ふさぎとめてしまって、調達庁は入れないと言っているわけではありません。

○堀眞琴君 これは調達庁のお役人さ

らの態度が必要以上に町民の神経を

刺激していると思います。先ほど負傷

者が出てもやるのだ、こういうことを

言われた。しかしこれは町民に対して

負傷を与えるという意味ではない、こ

ちら側の調達庁の役人が負傷をして

やれと、こういう意味だと、こういう御答弁なんですが、ところが實際問題

うじやない。あべこべなんです。従つて必要以上に町民を刺激しているし、あなたはできるだけ話し合いで解決を

したいと、こう言うのだが、そういう

刺激を与えていたばかりでなくて、態度は非常に私は傲慢な態度ではないかと思う。これは私二度参りました。町民達から一々聞いて参っております。

○政府委員(福島慎太郎君)

これはまことに心配される、反対され

ることはわかります。道路で測量が済めば

ある程度の大体の目的は正直なところ

達するのですから、わかりますけれども、

そういう心配があるからといって、道

路を全然ふさぎとめてしまって、調達

庁は入れないと言っているわけであ

ります。

○堀眞琴君 私が書いて発表したわけでも何でもない。道

路のことだから、当然に通れないとい

うことはない。新聞の人との話でああいうふうになつた。もちろん先方のけが人など頭

だけがけを忘れてきましたが、

社会党の町会議員の人です。足のすね

と一緒に町の人もはまつておるし、それ

から靴でけられた人がいる。これはち

よつと私今名刺を忘れてきましたが、

おるつもりであります。気長にやつて

お話をですが、これも事実に相違して

話すだけでも、これはあの通りの文章を

たけれども、これはあの通りの文章を

書いてあるんです。

○政府委員(福島慎太郎君)

それはまことに心配される、反対され

ることはわかります。道路で測量が済めば

ある程度の大体の目的は正直なところ

達するのですから、わかりますけれども、

そういう心配があるからといって、道

路を全然ふさぎとめてしまって、調達

庁は入れないと言っているわけであ

ります。

○堀眞琴君 私は申したわけであります。それから現実に今日のけが人といふものは調達

庁ばかり出しているわけであります。

○委員外議員(吉田法晴君)

町民の方だけが人といふのはろくすつ

ぽないのじやないかと思ひます。けが

人といふ限りは調達庁、こういうよう

な事態に今日はなかつてゐるわけであ

ります。

○委員外議員(吉田法晴君)

するかどうかということは、警察庁の許可を得てやつておるわけであります。道路の調査に基きまして私有地の調査でもした上では、もつと完全になるのであります。道路の調査をしただけで、アメリカの申し出でてきた案でよろしいか、あるいはアメリカ側を説得するためには、それ以上の損害の少い案を発見することができるかどうかといふ材料がある程度つかめるだらうと考えておるわけであります。

○委員外議員(吉田法晴君) そんなら私有地に關係なしに……、私有地特に調査云々を考えておるわけではなう。そんなら私有地の境界地點等を測量しなくとも、一般にあります地図を用じても、これは第一案にするか、第二案にするかどういう工合にするかといふことは大体考えられることだと思います。都道府県知事に通知してある範圍、あるいは期間等も全然關係ないとお話しですが、これは私有地を調査をする一つの方法として、道路と私有地とは接觸をしておりますから、私有地に入る場合は道路を測量するわけではない、こう考えておるか、都道府県知事に通知をしたこととは關係はない云々、こういう御説明ですが、それで道路の調査をしなくても心配して反対をしておる者に關係なしに地図でござらんになつて、御研究になつたらよろうと思うが、どうですか。

○政府委員(福島憲太郎君) それは私もそう考えますが、こうこたごたして調査しなくとも地図ではめてみたらいいやないかと、こう考えますけれども、しかし地図では全然当然にならぬ、実際にそれだけの長さがあるか面積があるかというよくな、これは調達

所になりますと、三割くらいの俗に申しますなわ延びというのが出て参ります。実面積といわゆる公称とが合わないことが三割にも及ぶことがある。従いまして測量してみないことには、たとえば第二案というようなものも、可能であるかないかということを言い切れる自信が出てこない。出てこない、アメリカに対して、お前さんの方の第二案を捨ててこれでやれというよう前に地元のがまんできる程度の案が成り立たないかということで苦労しておられる。苦労してもがまんできる程度の案が成り立つ可能性があれば、それを調査した上で、それを種にしてアメリカ側を説得はしてみたいと、こう考えておる。この調査をやつてはいかぬといふことになると、道路から追い出されるとおっしゃるのですから。しかしその前に地元のがまんできる程度の案が成り立たないかとお話し合いをするといふことには、第一案が、元の人に犠牲の少い案になる。やめた方が一番いいときまつておる、やめろとおっしゃるのですから。しかしそのところが一番いいときまつておる、やめろといふことには、おやめになつておるか、第二案になるか、犠牲の少い案で進みたいというお話し合いであります。しかしながら、第二案の立場としては第二案の方に傾く可能性があるのじやないか、道路の調査といふものは全然必要ないのじやないか、むしろ調査はおやめになつたらどうか、こう思いますが、どうですか。

○政府委員(福島憲太郎君) 第二案の場合には道路にかかるない、第二案というものは道路にかかるない案であることは事実であります。しかしそのためには地図だけでは当にならぬ、どこのくらいの角度に道路が向いておるかということを調べなければ第二案の可能性があるかどうかわからぬ。先ほどおっしゃったおることは、既定の事実として飛行場拡張を進めておる。これでは政府に對して地元民が、砂川町なら砂川町の町民が不信の念を持つことは当然だと思います。そういう不景の念を持たれておるところには、既定の事実として飛行場拡張を進めておる。この前後の関係から申上げておるのですが、しかし道路上の弱つておるのですが、しかし道路上の調査によつてそういう点もつかめることがあります。それを道路に入つてはいかぬということで、最近だけはまるでないか……、第二案を可能にするために何度の方角に向いておるかと方角によつて滑走路の長さがはまるかはまらないか……、第二案を可能にするためには、どうかわからぬ。先ほどおっしゃったおことは、先ほど委員から御指摘の通り明瞭であります。これは道路の測量ではないということがはつきりしておる場合に、道路の測量だからといふことを申しておるわけあります。

○加瀬亮君 素朴な質問であります。が、基本的な問題を含んでおると思いますので伺いたいのですが、今第一案と第二案ということです。もうすでに第

二案が決定しなければならないといふことは、先ほど委員から御指摘の通り明瞭であります。これは道路の測量ではないということがはつきりしておる場合に、道路の測量だからといふことを申しておるわけあります。その前後の関係から考えますと、町民は、道路を測量するのじやないかと思ふことは、先ほど委員から御指摘の通り明瞭であります。これは道路の測量ではないということがはつきりしておる場合に、道路の測量だからといふことを申しておるわけあります。それはもうどうせ反対の多い仕事であります、その際に絶対反対だとおっし

でがんばろうというふうな割り切り方をいたしておりますので、別に立川の問題がそのうちの前者であるというふうに考えておるわけではありませんけれども、まだ町長なり町民との間に十分な話し合いもできずに、こちらが追い回し追い廻しして逃げられておるという状態であります。どういうふうに説得して参るか、まだ見当もつかないわけであります。今のところ立川の皆さんの御反対というものはどういう趣旨の反対であるかということで、別にこの説得をあきらめてしまうというような態度をとつておるわけじゃありません。

ばならないし、政府が誰よりも最大の立場にある。その政府が住民の生活権を脅かしておる、少くも脅かされるのじゃないかという危惧の念を抱かせるような行動をとつておると見られておる。説得をして、あるいは国民の生活権を侵されておるという町民の願望といふものを十分に聞き入れて納得させないで、この問題を解決させないで、道路を調査するのが何だと、収用法とは別にこれは関係ないじゃないか。形式的にはそれで言いのがれができるかもしだいけれども、実質的な問題の解決には一歩も近づいておらない。そういう態度でいいのかということを私は実は直率に聞きたい。そういう態度を持て砂川の町民に接していくと、この問題の解決がつくかどうか、こういうことなんです。

○政府委員(福島博太郎君) ともかくにも飛行場の拡張でござりますので、飛行機が飛ぶ必要があるから飛行場の拡張をしろということに私どもにも指図があつたのだと考えております。飛行機が飛ぶ必要がなければ飛行場を拡張する必要はない。従いまして、飛行機が飛ぶ必要があるのだといふことを建前にして、それも普通の飛行機ではございません、軍用の飛行機でございまして、若干の防衛のための最小限度の必要があるのだということがまたその飛行機の飛ぶ原因だらうと考えます。その建前において仕事をしておる飛行場の拡張という問題、私どもがやつておるには間違いございませんけれども、私ども独自の判断を始めおるのではない、そういう御用命を仰せつかつてやつておるのであります。従いまして、飛行機が飛ぶ必要がないということになつて参りますれば、何を苦しんで飛行場を拡張する必要があるかということになりますので、飛行機が飛ぶ必要があるのだ、それがまた限度のことは私の知つたことはございませんけれども、最小限度の防衛のためであろうということは当然の前提条件であると私は考えております。なお先ほど加瀬さんの方から御質問のございました砂川町との問題は、砂川町の町民の将来の生活のためはどうだ、こうだという問題につきましては、われわれの方もそれ相当の対案は用意しているつもりである。またその対案をさらに力強いものにするためにも、まっすぐに突き当つて道を通り抜けるような拡張案以外の案とさうのものも持つてみたいと考えているわけ

であります。しかし再三申し上げておりますように、ただいままでの状況では、そういう点に立ち入つて町長なり、あるいは砂川町の住民諸君との間に、十分に時間を費しての話をまだしてない、することができないという状況にあります。道路上の調査の問題その他の進捗いたして行くにつれまして、そういう話し合いの機会も自然出てくるだろうと考えているわけであります。

接收によって、お墓がなくなり、あるいはまた先祖伝來の土地もなくなる。こういう問題が出てきている。第一案の場合には犠牲が非常に多い、第二案の場合には犠牲が少い、こういうお話をですが、確かに民有地の関係、民家の関係からいふと、第二案の方が犠牲は少いかもしない。しかし町民の考え方からいふと、従来の接收の場合に、町民の要求する全部とは言わなくても、町民の納得するような解決が少しもなされていない。よしんば第二案によつて接收されたとしても、今までの例からみて、十分とはいかなくてある程度納得のできるような解決ができるないじやないか。結局これによつてます砂川町民の生活は脅かされて行く。生きることすらできなくなるのじやないかというのが町民たちの主要な反対の理由なんです。そのことをあなたはお考えになつた場合に、従来の接收に当つて特調のとつて来たいいろいろな態度、それについてどのようにお考えになりますか。

で、われわれが十分なる対策を拿出さなければ、ひいては拡張ということと自体も不可能なんであるということは、先ほども申し上げたつもりでございますが、さように考へておる。頭から飛行場は要らないと言われても、われわれの方は困りますけれども、具体的に被害を受ける住民の問題を解決できないということになれば問題の強行はなかなかむずかしいという考えは持つていいわけであります。そういう問題の解決の仕方についての相談を開始できる時期が早く来まして、いろいろな知識を出したあげくに、最後に、ではどうするかという、では飛行場の拡張はでましたときには、いたずらに、きまつておるんだからやるという態度はとりたくないと考えております。

は、実際に測量してみなければ、あの反面にうことを承りますが、なわ伸びがあつて、最高三割もあるといふことは常識だ、こういうお話をございますが、それならば道路測量の問題じやないか。収地の測量をしようというのじやなしに、収用のための準備をするのじやない、十一条のただし書きの府知事に通知をしたものの測量でないと、こういうことであるならば別の方法でおやりになつたらいいじやないか、これは私強く申し上げます。それから最小限度飛行機が飛ぶ必要がある云々ということでしたら、安保条約あるいは行政協定の当否をここで論議をいたしますことは、これはいたずらに時間をとることだと思うのです。ただ長官として行政協定に基きます任務を長官がやろうという、これに対し私どもは論議をしておる。それに行行政協定に基く云々ということでなくて日本の国防上の立場から一般的に飛行機が飛ぶことが必要である、防衛が必要である。こういう御議論をなさつては、これは議論はあなたの政治的な立場、あるいは政治的な責任を追及して行くということに私は相なつて参る、そういう衆議院で繰り返したような議論は一つやめでもらいたい。いたずらに時間を持ります。それならおその点についても、私ども行政協定の云々といふ点についても基本的に私どもは要請をしたいことは、予算委員会でもやりましたけれども、妙義山なら妙義山の山岳訓練学校をやらんならぬ、作らんならぬ、こういう要請があつた際に、これは日本の国民として、国民の公務員として、税金から俸給をもらつてお

られる福島長官として、日本人の経験は一つ代弁をしてもらいたい、代表をしてもらいたい。世界的な平和共存の方向に行こうというときに、あるいは朝鮮停戦が実現したのちに、どうして日本で山岳訓練をやらんならぬのか、そういう必要はないではないか、こういうことは福島長官といえども私は腹の中に持つてもらわなければならぬ。あるいは主張をしてもらわなければならぬ。アシアの問題が、台湾の問題にいたしましても平和的話し合いで解決しようとするときには、原爆を搭載するかどうかわかりませんが、大型ジット機の発着のために拡大をする、そうしてそれによって問題は砂川町だけではございませんけれども、砂川町なり、小牧なり、その他大せいの国民が生活ができなくなるようになると、ことについては、これは最大の抵抗と申しますか、日本の公務員として、国民の公務員として十分に一つ御努力を願いたい。きまつたことだから、それはもうやる以外にないんだ、そしてアメリカの要請だから何でもかでもやって行くんだ、こういう態度はやめてもらいたい。特に民主的にやろうといふのであるならば、法を無視してまでもやるうと、いう態度はやめてもらいたい、こういう点を強く要望して、具体的な事例に基いて質問をいたしておるのであります。が、先ほど申し上げました収用のための法第一条に基く測量ではないというのであるならば、そのための道路の測量等もやめてもらいたい、こういうことを強く要望し、それに対する答弁と、それから一般的な国民の公務員として果さるべき態度について最後に一つ長官に承わっておきたいと

○政府委員（福島慎太郎君） 今日立川でやりかかつております道路上の測量という問題は、十一條その他の準備のための調査であるのかないのか、それでお話であると思いますが、十一條、十二条、十三条という収用法の規定は、立ち入り調査をする場合の手続きを定めてある法規にすぎません。何のためにそういう手手続きをとるかということになれば、それは飛行場拡張のために私有地に立ち入りたいということになる。道路の調査も飛行場拡張のために調査したいということでありまして、その意味におきましては関連があるわけであります。飛行場の拡張という問題が別案になつて参りますれば変更するでありますし、そうでない限りは、道路にかかるてくる案がすでに從来存在するということとも、これは確かにありますのであります。道路の調査をこの際やらないで済ますというわけに参らないと思います。それからまた犠牲の少い案を発見するために、道路の角度なり何なりと調べる、特にまた現実の飛行場と道路との間の私有地を御承知のような事情で簡単に調べるわけに参らないというわけでございますので、何度何分の方向に道路が向いているかということと、飛行場の軍用地との間の距離も出てくる、私有地を調べなくてもその道路の長さがわかるということになり、道路の調査をやらないで、それからまた私有地の調査もやらなければ、それが立つというわけには参らない。道路の調査をやめるわけには参らないと存じます。

い、そういうことはやめろというお話をありましたが、法を無視しているとは毛頭考えていない。道路を追いかけて、極端にいるくらいでありますと、極端にいえば追い出している方が法を無視していると、私としては申し上げたいところでありますと、法を無視してやるのはやめるとおっしゃられることは全然わが意を得ない。なお飛行場の拡張その他の、国の防衛上の問題とか、そういう観点は私の議論の筋合いではないといいうお話をございまして、それはまさにその通りでございまして、たゞ私のいたしております仕事は、飛行場の拡張という問題を原則的に政府として決定をいたしまして、それについての具体案を作成しろということになります。その仕事をいたしておるわけでありますと、飛行場の拡張ということが原則的に承認されてその仕事に私がかかるております以上は、飛行機が飛ぶであろう、そういうふうに考えてやつておるわけでございまして、防衛の限度ということを私のがきめておるということを申し上げたではないのでありますと、その点もし言葉が足りませんでしたら御了解願いたいと思います。なお、妙義山その他の問題に關連いたしまして、調達庁の立場というものも、行政協定の実施機関としてアメリカ側の要求をすべてうのみにするという態度を反省し、日本人らしい立場をそれというお話をあります。日本人らしい立場をとつて仕事をして参りましたつもりであります。今後とも日本人らしい立場をとりまし

て、確固たる態度で仕事をして参りました。
いと考へております。

○委員長(新谷寅三郎君) お諮りいた
します。成瀬法務委員長から委員外発
言を求められております。本委員会の
運営方針につきましては、いずれ委員
会に諮りまして今後の方針を決定した
いと思いますが、成瀬法務委員長は、
この問題につきまして先般本会議にお
いて質疑をされた関係もありますの
で、これを前例としないことにして、
この問題についての委員外發言をさら
に認めることにしたいと思いますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) それではさ
よう前に決定をいたします。

○委員外議員(成瀬幡治君) お許しを
得まして、大へん時間もたつております
から一つ簡単にお尋ねしたいと思いま
す。

この前の本会議における質問に対し
まして、答弁は、十一条ないし十三条、
あるいは十五条、十二条が全然抹
消されいおるわけですが、具体的に立
ち入りをされるような場合に、私は日
の出前や、あるいは日没後に私有地に
入っておやりになることはないだろう
か、あるいはさくが結つてあるような
所に対して断わってお入りになるだろ
うと思います。そのことは十二条の規
定に基いておやりになるんじゃないか
と思う。常識でおやりになることはな
いと思う。だから十二条というものを
全く黙殺して私はやれないんじやない
か、少くとも受けべき制限がここに書
いてあるのではないか、あるいは第二
項ないし第一項にもやらなければなら
ない手続がきめてあるのじやないか、

こういうふうに解釈しておりますが、十二条には全然、これは國が起業者の場合は私有地に立ち入りする場合には無關係だ、これは全然なくていいんだ、こういうふうな解釈をとられたわけですが、それに對する長官のお考えと、それからついでに法制局の奥野さんもお見えになつておりますから、法制局の奥野さんのお考えもあわせて伺いたいと思います。これが第一点であります。

それからついでに、話は非常に飛ぶのですが、もう一つついでにお尋ねしたいのは、この間小牧の味美というところにジェット戦闘機が落ちまして、民家が焼けたりそこで人が死んだり、けがをいたしております。これに対する補償は、御承知のように行政協定の十八条によつて七五%米軍の負担になりますから非常にその査定がおくれて参ります。しかしそうなると、家を焼かれた人、あるいは一家の柱の生計の中心になつておつたような人が死んだ場合に、補償は、それはなさることはあとからなさるわけです。であります

が、現実に生活を営んでおる場合にはすぐに住む家が必要になつてくる、それから家が焼けてしまつたために、前にそれまでやつておつた生業をやろうとするならば、生業資金というものが必要になつてくるわけです。で、今までの例によりますと、大体査定が六ヶ月ないし八ヶ月後になされて、金が回つてくるというような実情なんです。これじや私は被害にあつた人がとてもやり切れないと思う。そういうものに對して調達所としては何か便法を講ぜられ、生計が立つて行くようなふうにお取り計らいというものができないも

のか、私は調査室でいろんな方途があると思うのですが、そういうものに対する態度今まで何か研究をされて、こういうふうにしてやつたら、それは差しつかえないじゃないかというような指導をされているなら、それは一つその方針、対策というものを持ちたい、以上二点についてお伺いいたします。

○政府委員(福島惣太郎君) 御指摘のございました取用法一条、十二条、十三条の関係でございますが、これはまあ立ち入りについて、この關係で、この手続によって準備をしていると申しますか、この手續をとつてあることは事実でございます。この手続によつて立ち入るか、立ち入らないかはまだ、きめておりません。十二条というものが不要なことに政府の説明ではなるのではないかという御指摘だと思います。これはもう不要というわけではないのでありますて、町村長の公示がなくて所有者が知らない間に立ち入るという問題が起りまして、損害を受けることがもしあれば町村長が十二条の手続きを怠つたということになるわけであります。町村長の方にクレームをすべき筋合になる、その意味で町村長に了承しております。従いまして、これが町村長の二項の規定によつて行われなくとも、十一条の権限を変更するものではないというふうに政府の見解は定まつていると承知しております。なお小牧にございました最近の事故につきましては、これはアメリカ側から取り立ての関係もありますので、相当地におくられることは事実であります。従来なか

なか十八条の関係では手間をとつておつたことは事実であります。しかしこういう特別に大きな事件が起りました場合には、便法を講じて、できる限り早く全額きれいにとは行きませんが、概算と申しますか、そういうようになりますが、概算と申しますか、そういうようなことで、大部分をとりあえずお渡しすることも最近はござります。小牧の味美の事件につきましても同じような手続を開始いたしておりますので、早急に概算払いができるようになるは確実にござります。

○法制局長(奥野健一君) ただいまお尋ねの土地収用法第十二条の問題でございますが、この点は十一条あるいは十三条等といろいろ関連もありますので、今少し時間をいただきまして、検討の上結論を出したいと考えておりますので、この次にお答えを留保したいと思います。

○委員外議員(成瀬権治君) 十二条についての政府の考えは承わりました。これについて論議を私ここで蒸し返そとうとはしないわけですが、問題は私は立川ばかりではなくて、各基地にこういうことがだんだん起きてくるのじゃないか。しかも私はここで長官に申し上げたい点は、長官は何か法的な手続とか、あるいは何と申しますか、罰則等がなくさえすれば、國の力では何でもやつていいんじゃないかというような考え方、あるいは基地を抜けて行こうとするときに、たとえば立川の問題が起きて、ああいうようなトラブルが起きるというようなことも、結局国民感情というものを私は無視されるところにいろいろな問題があるんじやないかと思いますが、こういうようなこと

ますが、従つて十一条の問題について
は、あとで長官から御答弁を願うよう
な機会に、もし私もその機会に出で発
言をするような機会があれば、そのと
き長官とももう一度この問題につい
てただしたい点はただしたいと思
ます。

そこで第三点にお尋ねいたしました。
概算払いをやると、こうおつしやいます
が、ほんとうに概算払いをやられる
としたらば、どのくらいかかります
か。もう具体的に、小牧は今から起き
て大体一ヶ月になりますよ。それが二
ヶ月くらい延びますと、二ヶ月間とい
うものを被害にあつた人は生活の道と
いうものがないわけなんです。で、ま
あ町であるとか、あるいは隣組の人た
ちが実際助け合つてやつているという
ような状態なんです。ですから私はそ
ういう概算払いがかりに二ヶ月もかかる
る、あるいは一ヶ月たつてまだなさ
ないというのじゃ大へんなことにな
る、だからもつとそうじやなくて、事
件が起きたら最初に二十万とか、三十
万といったような、こういつた金で明
日からの生活に手がつけられるような
ふうに対策というものが立てられない
ものか、こういうことを私はお尋ねし
ているわけです。

○政府委員(福島彌太郎君) その点に
つきましては、私どももこれはもう前
から問題にしておるので、そういう人
命に関する事故がありました場合に、
いかなる事情で起きましたにせよ、最
低の標準というのも定まっておりま
す。多少でも事由があれば、それから
どんどんふえて行くことになります。
どんな間違いがありましても、これだ

けは捨てるという金額はわかり切つて、いるわけです。しからば、その事件のあつた即日でもかけて行つてそれだけのことはできるではないか、のみならず、またそういう計算とか何だとおもふに、役所としても、役所仕事ではあっても、お見舞とか、香典とかいうことはできるはずであります。なまえ額がいかようであろうとも、どうしてもできないというのであります。それでやむを得ず調達庁あたりであります、会計法規の関係でやかましく申しては、香典なりお見舞というようなものを、いわゆる補償費でなくて、官費その他の中から支弁いたしてお見舞などをして、とにかくその場はつくろうと、いうようなことはしていると思います。そしてまた補償費の方の計算はであります。官厅その他の連絡をいたしまして、早目にできるだけ早くにお払いしている限り概算を早く定めまして、開催までに一ヵ月も経過しているのでありますので、もうおそらく近々に何らかの措置ができると思います。申しますのは、昨年の暮でございましたか、北海道で墜落いたしました飛行機の事件に關連しまして、大体一ヵ月かちょつと過ぎたくらいのところで同様な措置がとられたことを記憶しております。で、これも同じようにいけるのではないか、しかし一般に申しまして、調達庁関係の金の関係では、会計法規上の難点といふものは非常に大きいものがあることは事実でございまして、御検討をいたしかなければならないのではないかと思つております。農林省その

他の助成費とか、補助費とかいう點で非常に多いと思います。調達厅の予算などというものは、ほとんどその中の補助費と申しましても、これは政府だから實際上は法律上の債務である、これを同じような会計法規において扱うといふところに問題があるので、われわれはいたしましては、そういう案を政府に対して提出する内でも絶えず主張はいたしております。まだ十分なところに参つておりますので、まことに申しわけないと思つております。

○委員外議員(成瀬櫻治君) 最後に尋ねますが、十八条の改正ですね、私は特に指摘したいのは、人命に対しても非常に類が僅少だということが言えるだろうと思います。ですから、あるいは先ほどあなたが指摘されたよな会計法規上だけではなくて、私は十八条全般に、これは閣議決定の了解事項と申しますか、ああいうようなものを検討される時期が来ているのじゃないかと私うのです。たとえばそれを日米合同委員会等に取り上げて大体おやりになるような意思、あるいはそれに対してもうすぐ準備などを開始されるかどうか、その点について最後に一つ御答弁願いたいと思います。

○政府委員(福島源太郎君) 十八条の、また特に人命に関する類の算定方法というものにこれがまあ十分でないという感じをどうも受けるわけであります。しかしながら、これはその基準と申しますものは、公務の災害に関する標準、あるいは労務の傷害に対する基準と申します法律、公務傷害に関する最高標準、あるいは労務の傷害に対する標準、それらと揆を一にしま

いたしまして定めてある。従いまして、千日分の収入とをいうものを基礎として、十八条の関係だけを改正して、ほかの方は改正しないというわけにはならないと思います、同じ人命でござります。従いまして、これらのものが描再検討される必要があるのでないかと考えます。

すれば、ますます水が要るのではないかというところに問題があります。ところが太田市をいたしましては、市に給水するだけの水量を十分持つて、別に工事を必要としない、駐留軍に供給しますために太田市が金を使って水道の工事をするいわれはないとうわけであります。また駐留軍が普通の水道料金しか払わないわけでありますので、そういう多額の一億六千円くらいかかると思いますが、それがけの金を使つて、普通にやつたんでは、第一成り立たないのみならず、日本に立ち返つて、太田市としては駐留軍さえなければ必要としない経費でありますといふことがあります。そこであつてアメリカ軍側からも給水の関係で問題がむずかしくなる。特に夏場に向つてむずかしくなるといふので、太田市もそういう水道を金さえあれば作るといつているのであるから、政府の方でそれを援助してもらいたいということをアメリカ軍からも政府に来ていてるのであります。ところが政府でそういう営の水道のための補助金と申しますとか、助成を出そうとすれば、やはり人々の額を出すという方法はどうしてもないわけです。法律に基きまして、ある部分を国が負担するということ以外に今までの方法がないわけです。そこでいろいろ相談をいたしましたのですが、大蔵省側とも話をいたしまして、國から太田市の水道のために金を出すことになりますと、どういたしましても太田市側が若干の損をする、将来的な施設が残るという意味では、そもそも損とばかりも言ひ切れませんけれども、厚生省を通じて、水道の補助金上

いう関係では相当市民の負担にもなりませんので、大蔵省と談判いたしましたので、太田市がその気ならば大蔵省としても全額地方起債を承認しようではないか、それに基いて何か案を立ててほしいというような大蔵省の連絡がございましたので、太田市長とも話をいたしまして、全額地方起債でできるかできないか、その場合に地方起債といえども、これはただではないのですから、どういう方法で償還を受けるかということになりますと、受益者はアメリカでありますので、これをアメリカ側が償還の期間に応じて償還の資金を特別な水道料金として支払うという保証があれば、これで話が成立するということになります。ただ問題はアメリカが何十年いるかわからない、第一それはおりませんまいと思います。そこで現在のアメリカ側の太田市に払っております水道料金が年額一万美元、かれこれ四百万円でございます。それでは話にならない、一億六千万円からの工事でござりますので、これを五万ドルぐらいに値上げをして払えという交渉を目下私といたしましてはアメリカと話合いをしているのであります。が、一般市民と同じ水道料金で、差別されるいわれはないというようなことを言っておりますけれども、アメリカ軍側に対しても、そういう特別な施設をするという意味で、コストもかかるのだし、また一般市民にはときどき断水その他の制限を課することもあるが、アメリカ側にはそういう制限を課さないことになる、現に今度の増設をすればなるほど特別な水道料金を取る、年額にすれば五万ドルくらいにな

題は水道が、これはアメリカのために作つたとは申しながら、市の水道の系統の中にそれだけの設備がふえることになりますから、若干の部分は将来にあります。これららの状況から申しましても、確実に相当程度償還のところまでするならばやつても運びいい。その後の間題は水道が、これはアメリカのために作つたとは申しながら、市の水道の系統の中のところは大藏省に対して全額地方創立を承認させる、これに対してもアメリカ側に対しては水道料金の値上げということで交渉をいたしております。この話が万一片づきません場合には、市長さんに話をしておりますのは、アメリカ側との給水の縁を切つてしまつたらよからう、普通の市民と同じ立場で、アメリカ軍側に給水するという程度の、全然水をやらぬというわけにはいかないので、市民が断水するときには断水するというような制限給水の方法で一応アメリカ側との関係を置きかえてほしい、その間アメリカ側と市との關係はない。市から給水を受けるとして、建前で今日まで二年ばかりかかるって、私が気がつきましたのはごく最近なので、二年間も厚生省があちこち仕事をしては行方不明になつてているようない形で歩いている、国としては、市は全く米軍に対する給水の必要さえなければ水道工事をする必要もないのですから、軍専用水道の設置をする。ただし水源は十分にあるから市の水道をお使いになつて差つかえない、

ふうな方角で問題を解決するということ
とも第二段として私考えております。
しかしで、き得れば当面太田市側の税金
の負担にならないで、しかも将来一方
米軍でも帰りました際には、市の財産
になるといったような解決が望ましい
のではないかと思いまして努力してい
る次第でございます。

○野本品吉君　いろいろと御心配いた
だいていることも私もかねがね承わつ
ておるのあります。ただ問題は全額
起債というような場合に、この起債の
償還に対して自信もありませんし実力
もありません。従つて他の方法により
まして適當な対策ができますよう格
別の御尽力をいただきたいと思いま
す。それから、なおこの事態が余り長
引いておりますと、私は先ほども申し
ましたように、従来きわめて平和圓満
に駐留軍との関係交渉が持ち続けられ
て参りました太田の地にあるいは断水
というような好ましくない事態の発生
ということも心配になりますので、こ
れらの点をあわせ考えられまして善処
方をお願いしたいと思います。

それからなお厚生省のお話が出まし
たから私申すのですが、実は厚生省と
の関係におきましては、前から日本人
としては必要以上の薬を投入させられ
るために、水道のパイプの腐蝕度が非
常に高い、そつとして一般的家庭の水道
管がいたむ率が非常に早いということ
がかねがね言われておつたわけです。
それらのことに関しましては、科学的
な証明等も十分できておりませんから
強い要求もなし得なかつたというのが
太田の市の当局の実情でございます
が、しかし事実それは否定するわけに

それらのことも頭へ置かれまして、私どもとしては一刻も早くあの問題が解決されますようにとということを希望しておりますので、今後とも善処方をお願い申し上げておきます。

○委員長(新谷寅三郎君) 本日はこれで散会いたします。

午後六時三十二分散会

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(幹事)

第六条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(部会)

第七条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会所属の委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。部会長は、部会に属する委員が互選する。

(細則)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会の議事の手続その他調査会の運営に關し必要な事項は、会長が調査会の議を経て定める。

(主任の大臣)

第九条 調査会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第

五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(庶務)

第十条 調査会の庶務を処理する機関その他調査会の庶務の処理に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 憲法調査会の委員及び専門委員

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 憲法調査会の委員及び専門委員